

議案第 24 号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和 36 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 土地の項中「1, 228 円」を「1, 279 円」に改める。

別表第 2 中	「	1, 856 円	「	1, 933 円	に改める。
	1, 100 円	1, 145 円			
	165 円	171 円			
	412 円	429 円			
	825 円	859 円			
	137 円	143 円			
	165 円	171 円			
	412 円	429 円			
	825 円	859 円			
	1, 375 円	1, 432 円			
	1, 375 円	1, 432 円			
	550 円	572 円			
	1, 375 円	1, 432 円			
	1, 038 円	1, 245 円			
	412 円	429 円			
	687 円	716 円			
	1, 184 円	1, 420 円			
	10, 800 円	11, 280 円			
	1, 912 円	1, 997 円			
	16, 875 円	17, 625 円			
	45 円	47 円			
	45 円	47 円			
	」	」			

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用及び占用の期間に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の使用及び占用の期間に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公園の使用料及び占用料の額を改定する必要がある。